

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和3年1月8日

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課

会計管理官 杉山 浩

(公 印 省 略)

1 業務概要

(1) 業 務 の 名 称 施設整備に係る検討業務 (その3)

(2) 業 務 内 容 本業務は、飛行場及び飛行場関連施設等に係る土木、建築・設備、通信設備及び航空保安施設等の検討並びに調査業務を行うものである。

(3) 履 行 期 限 令和4年4月28日 (ただし、調査業務については、令和3年9月30日まで)

(4) その他 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子調達システムにより行う業務である。ただし、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ (以下「紙見積合わせ方式」という。) に代えるものとする。

なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては防衛省大臣官房会計課契約係に紙見積合わせ方式参加承諾願を提出するものとする。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における平成31・32年度の一般競争 (指名競争) 参加資格 (以下「防衛省競争参加資格」という。) のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」に係る「A」の格付を受け、かつ、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」の業種において「B」以上の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること)。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (イの再度級別の格付を受けた者を除く。) でないこと。

エ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定に基づく、一級建築士事務所登録を有すること。

ただし、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建

築」の場合に限る。

オ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 同種又は類似業務の実績

キ 競争に参加しようとする者の間に、建設工事との発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第5条第2項の規定に抵触するものではない。

ク 防衛省本省（旧装備施設本部含む）が発注した業務のうち、平成30年度及び令和元年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。

ケ 配置予定管理技術者は、公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

コ 配置予定管理技術者の資格

サ 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

シ 配置予定管理技術者の公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満であること。

※ 令和3年3月31日までに完了予定の業務については、手持ち業務量に含めないものとする。

ただし、公示日現在の手持ち業務に防衛省本省（旧装備施設本部含む）と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

ス 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

セ 業務実施体制の妥当性

業務の分担について、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
- ③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-3268-3111 (内線20814)

FAX 03-5229-2138

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和3年1月8日から令和3年1月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時30分から午後6時15分まで。

イ 交付場所 防衛省大臣官房会計課
東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）

ウ 交付方法 すべて、紙媒体で交付を行う。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年1月22日午後6時15分

イ 提出方法 電子調達システムにより提出する。ただし、参加表明書が3MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年2月18日午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

ただし金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えるものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行うこと。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 上記2(1)イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記3(3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして

特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

(8) 参加に関する条件 仕様書第1. 6に定める本業務の実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和3年1月22日午後6時15分。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

(9) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

施設整備に係る検討業務（その３）に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和３年１月８日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 杉山 浩
(公 印 省 略)

1 業務概要

- (1) 業務名 施設整備に係る検討業務（その３）
- (2) 業務内容 本業務は、飛行場及び飛行場関連施設等に係る土木、建築・設備、通信設備及び航空保安施設等の検討並びに調査業務を行うものである。
- (3) 履行期限 令和４年４月２８日（ただし、調査業務については、令和３年９月３０日まで）

2 申請の時期

令和３年１月８日から令和３年１月２２日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時３０分から午後６時１５分まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、令和３年１月８日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（施設整備に係る検討業務（その３））」（以下「申請書」という。）は、令和３年１月８日から〒１６２-８８０１ 東京都新宿区市谷本村町５-１ 防衛省大臣官房会計課契約係 電話０３-３２６８-３１１１（内線２０８１４）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記４（４）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 共同体の各構成員は、防衛省から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格（以下、「競争参加資格」という。）において、「土木」、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」それぞれの業種について、「A」又は「B」のいずれかの格付を受けた2者以上で構成し、共同体として、「土木」、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」全ての業種の格付を受けていること。ただし、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望していること。

代表者となる構成員は、「土木」「A」の格付を受けた者とする。

なお、共同体は、複数の同業種の構成員による構成も可とする。

ウ 北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和3年1月8日付防衛省大臣官房会計課会計管理官公示）4(2)に該当しないものであること。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「施設整備に係る検討業務（その3）〇〇・〇〇共同体」とす

る。

- (2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に
おいて、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザ
ル方式に係る手続開始の公示」（令和３年１月８日付支出負担行為担当官 防衛省
大臣官房会計課 会計官管理官）に示すところにより技術提案書の提出者として選
定されていなければならない。
- (3) 入札に関する条件 仕様書第１．６に定める本業務の実施体制並びに情報保全に
係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和
３年１月22日午後６時15分。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。